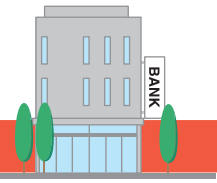


## 2 税金等



### ●個人住民税

税 率	変更ありません。
納 期	変更ありません。
問 い 合 わ せ	本：市民税課 ☎21-2124 西：地域まちづくり課 ☎92-0304 役：税務課 ☎92-0303

### ●法人住民税

税 率	変更ありません。
納 期	変更ありません。
問 い 合 わ せ	本：市民税課 ☎21-2124 西：地域まちづくり課 ☎92-0304 役：税務課 ☎92-0303

### ●固定資産税の納税通知書

税 率	変更ありません。
納 期	変更ありません。
納 税 通 知 書	<p>平成23年1月1日現在で、栃木市と西方町に、固定資産を所有している方は、栃木市と西方町から平成23年度固定資産税納税通知書が送付されている場合があります。</p> <p>平成23年度については、栃木市及び西方町から送付された納税通知書で納付してください。</p> <p>平成24年度からの納税通知書は、栃木市と西方町にある固定資産を合わせて1枚で発行します。</p>
問 い 合 わ せ	本：資産税課 ☎21-2127 西：地域まちづくり課 ☎92-0305 役：税務課 ☎92-0303



## ●都市計画税

内 容	現在の栃木市では、栃木地域、大平地域の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税されていますが、合併後の西方地域については、合併時は課税されません。ただし、平成27年3月までに再編することとなっています。
問 い 合 わ せ	本：資産税課 ☎21-2127 西：地域まちづくり課 ☎92-0305 役：税務課 ☎92-0303



## ●軽自動車税

税 額	変更ありません。
納 期	変更ありません。
ナンバープレート	現在ご利用のナンバープレートは、そのままご利用いただけます。 合併前の西方町から送付されている軽自動車税納税証明書（継続検査用）は有効期限の平成24年5月30日まで、使用できます。
問 い 合 わ せ	本：市民税課 ☎21-2121 西：地域まちづくり課 ☎92-0304 役：税務課 ☎92-0303

## ●国民健康保険税

税 率	平成23年度は変更ありません。平成24年度からは市内全域で税率を統一します。
納 期	変更ありません。
問 い 合 わ せ	本：市民税課 ☎21-2123 西：地域まちづくり課 ☎92-0304 役：税務課 ☎92-0303



●介護保険料

保 険 料	平成23年度は変更ありません。平成24年度からは市内全域で料率を統一します。
納 期	変更ありません。
問 い 合 わ せ	本：市民税課 ☎21-2123 西：地域まちづくり課 ☎92-0304 役：税務課 ☎92-0303



●後期高齢者医療保険料

保 険 料	変更ありません。
納 期	変更ありません。
問 い 合 わ せ	本：市民税課 ☎21-2123 西：地域まちづくり課 ☎92-0304 役：税務課 ☎92-0303



●平成23年度栃木市の税等の納期一覧

( )は納期限日・口座振替日です。

月	個人市県民税		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料		固定資産税 都市計画税	軽自動車税
	(普通徴収)	(年金徴収)	(普通徴収)	(年金徴収)		
4月		4月 仮徴収		4月 仮徴収		
5月					1期 (5月31日)	全期 (5月31日)
6月	1期 (6月30日)	6月 仮徴収		6月 仮徴収		
7月			1期 (8月1日)		2期 (8月1日)	
8月	2期 (8月31日)	8月 仮徴収	2期 (8月31日)	8月 仮徴収		
9月			3期 (9月30日)		3期 (9月30日)	
10月	3期 (10月31日)	10月 本徴収	4期 (10月31日)	10月 本徴収		
11月			5期 (11月30日)		4期 (11月30日)	
12月	4期 (1月4日)	12月 本徴収	6期 (1月4日)	12月 本徴収		
1月			7期 (1月31日)			
2月		2月 本徴収	8期 (2月29日)	2月 本徴収		
3月			9期(随時) (4月2日)			

●税に関する証明等

内 容	市税の証明・閲覧申請書の様式が変更になります。また、申請の際に、本人が確認できる身分証明書（運転免許証、保険証等）が必要となります。	
手 数 料	項 目	金 額
	所得に関する証明	200円/件
	納税に関する証明	200円/件
	営業（所在）の証明	200円/件
	土地及び家屋に関する評価、公課及び所有証明	200円/件 （土地5筆又は家屋5棟。また、1枚増すごとに100円を加算。）
	住宅用家屋証明	1,300円/件
	地籍図写の証明	A3版 200円/件
	課税台帳、土地台帳閲覧	200円/冊

●その他

- 督促手数料は100円になります。
- 軽自動車税は平成24年度からコンビニでお支払いいただくことが可能になります。（納期限内に限る）。
- 口座振替をご利用の方は、合併に伴い改めて手続きは必要ありません。
- 現在、西方町から送付されている納税通知書は、合併後でもご利用いただけます。

